

概要（実績評価書（案）のポイント）

施策目標Ⅴ－1－1

**公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び
労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること**

【概要】令和7年度実績評価書（案）（施策目標V-1-1）

基本目標V：意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策大目標1：労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること

施策目標1：公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること

現状（背景）

1. ハローワーク(HW)における労働力需給調整

- HWにおいては、近年、高齢求職者の増加や物価高騰・賃金上昇等の影響から、就職件数・求人件数が減少している。（※1、2）求職者のニーズに対応するため、オンライン就職支援セミナーの活用やオンライン職業相談などオンライン活用を進めているところ。

※1）就職件数 2021年度：1,243,264件⇒2025年度：1,090,752件

※2）新規求人数 2021年度：9,629,264件⇒2025年度：9,532,974件

課題1

- HWにおいては、労働市場のセーフティネットの機能として、求職者に対し、迅速にその能力に適合する職業に就くことをあっせんするため、早期再就職等に向けた支援を強化するとともに、労働力需給のミスマッチを解消する必要がある。
- また、求職者の個々の事情に応じた利便性の向上のため、デジタル技術を活用した求職・求人双方へのサービス向上を図る必要がある。

達成目標1

HWにおける労働力需給調整機能を強化する

【測定指標】太字・下線が主要な指標

- 1 公共職業安定所の求職者の就職率（一般）（アウトカム）**
- 2 雇用保険受給者の早期再就職割合（アウトカム）
- 3 公共職業安定所の求人の充足率（一般）（アウトカム）
- 4 新規求人件数に占めるオンラインによる求人件数の割合（アウトプット）

2. 労働者派遣事業、雇用仲介事業

- 2025年6月1日現在の派遣労働者数は約201万人（2019年：約157万人）、2024年度の派遣先事業所数は約86万所（2019年度：約70万所）と、近年増加傾向。（なお、派遣元事業所数は横ばい（2019年度：44,802所⇒2024年度：44,973所）。）
- 令和4年職業安定法改正（求人等に関する情報的確な表示の義務化、求人メディア等に関する届出制の創設等）により、求職者が安心して求職活動できる環境整備とマッチング機能の質の向上を図っている。

課題2

- 労働者派遣事業を適切に運営するため、引き続き制度の周知徹底等を図る必要がある。
- 求職者が安心して求職活動でき、マッチング機能の質が向上するよう、求人メディア等が依拠すべきルール等の周知徹底を図るとともに、優良事業者の利用を促進する必要がある。

達成目標2

労働者派遣事業、雇用仲介事業の適正な運営を確保する

5 説明会等において労働者派遣法等の周知啓発を図った事業所数（アウトプット）

- 6 派遣元事業主、派遣先事業主、派遣労働者等から個別の相談を受けた際に、相談者の抱える問題について、相談を通じて解決に至った割合（アウトカム）
- 7 優良募集情報等提供事業者認定制度の申請に際し、新たな取組を実施した事業者の割合（アウトカム）
- 8 優良募集情報等提供事業者認定を受けることを希望して相談してきた事業者のうち、年度内に認定取得に向けた準備を開始していると回答した事業者の割合（アウトカム）**

3. 民間人材サービスの活用

- 2023年度の平均有効求人倍率は1.29倍で前年度に比べて0.02ポイント低下している中、民営職業紹介事業所の紹介による就職件数は増加傾向にあり（2006年：約39万件⇒2022年：約81万件）、民営職業紹介事業所数も大幅に増加（2006年度：13,469所⇒2023年度：31,237所）。

課題3

- 経済のグローバル化や少子高齢化の中、働き手の数（量）の確保と労働生産性（質）の向上が課題。
- 学卒未就職者等の若者や復職を希望する女性等の幅広いニーズに迅速・効果的に応える必要がある。

達成目標3

良質な民間人材ビジネスを最大限活用した効果的な就業支援を実施し、官民の連携による労働市場全体のマッチング機能の強化を推進する

9 優良認定を受けることをきっかけとして、新たな取組を実施したと回答した派遣事業者の割合（アウトカム）

10 職業紹介優良事業者認定制度に係る説明会及び医療・介護・保育分野における適正事業者認定制度に係る説明会の実施回数（アウトプット）

11 各認定を受けることをきっかけとして、新たな取組を実施したと回答した職業紹介事業者の割合（アウトカム）

12 優良認定を受けることをきっかけとして、請負労働者の更なる雇用管理の改善を実施したと回答した事業者の割合（アウトカム）

【概要】令和7年度実績評価書（案）（施策目標V-1-1）

総合判定

赤字は主要な指標

【達成目標1: 公共職業安定所における労働力需給調整機能を強化すること】

指標1:△ 指標2:△ 指標3:○ 指標4:○

【達成目標2: 労働者派遣事業、雇用仲介事業の適正な運営を確保すること】

指標5:○ 指標6:○ 指標7:○ 指標8:◎

【達成目標3: 良質な民間人材ビジネスを最大限活用した効果的な就業支援を実施し、官民の連携により労働市場全体のマッチング機能の強化を推進すること】

指標9:○ 指標10:○ 指標11:△ 指標12:○

【目標達成度合いの測定結果】

③【相当程度進展あり】

B【達成に向けて進展あり】

（判定理由）

- ・指標1及び2は目標値にやや届かなかったものの、指標3及び4は目標を達成し、オンライン化による利用者の利便性向上が図られた。また、指標5～10及び12は目標を達成した。
- ・主要指標である指標11は目標値にやや届かなかったものの、新規認定取得事業者数は前年度より増加し、認定事業者20者のうち17者が認定取得を契機に新たな取組を実施した。
- ・以上から、③【相当程度進展あり】、B【達成に向けて進展あり】と判定した。

施策の分析

《有効性の評価》

- ・指標1及び2については、100万件超の就職件数・充足数を維持し、指標3及び4は目標を達成していることから、公共職業安定所の需給調整機能は有効に機能している。
- ・指標5～8については、労働者派遣法等の理解促進や募集情報等提供事業者の事業改善意欲の醸成に向けた取組は有効に機能している。
- ・指標9、10及び12については、目標を達成した。
- ・指標11については、目標をやや下回ったものの、新規認定事業者20者のうち17者が認定取得を契機に新たな取組を実施した。

《効率性の評価》

- ・指標1及び2については、新規求人数の減少等の厳しい状況の中でも100万件超の就職件数・充足数を維持するとともに、指標3及び指標4は目標を達成し、オンライン利用の促進により効率的な業務運営に努めている。
- ・指標5～8については、予算の範囲内で計画的に事業を実施し、目標値を達成していることから、効率的な取組が行われている。
- ・指標9～12については、指標9、10及び12は予算の範囲内で目標値を達成し、指標11も新規認定取得事業者数が前年度より増加していることから、効率的な取組が行われている。

《現状分析》

- ・指標1については、求職者の高齢化や職種のミスマッチ等を踏まえ、求人開拓、高齢求職者への支援及び人手不足分野における求人者支援等、指標2については雇用保険受給者の早期再就職支援を更に推進する必要がある。
- ・指標3、4～10及び12については、目標達成又は着実な進展が認められることから、引き続き取組を進める。
- ・指標11については、目標値にやや届いていないものの、新規認定取得事業者数は前年度より増加しており、引き続き目標達成に向けて取り組む。

次期目標等への反映の方向性（施策及び測定指標の見直しについて）

【達成目標1】

- ・指標1については、求人の確保、人手不足分野を中心とした求人者支援及びマッチング機能の強化に取り組む
- ・指標2については、再就職手当の活用を含む早期再就職の意欲喚起や、求職者マイページ等を通じた求人情報の提供に取り組む。
- ・指標3については、引き続き、取組を進める。
- ・指標4については、引き続きオンライン機能を活用し、着実に取組を進める。

【達成目標2】

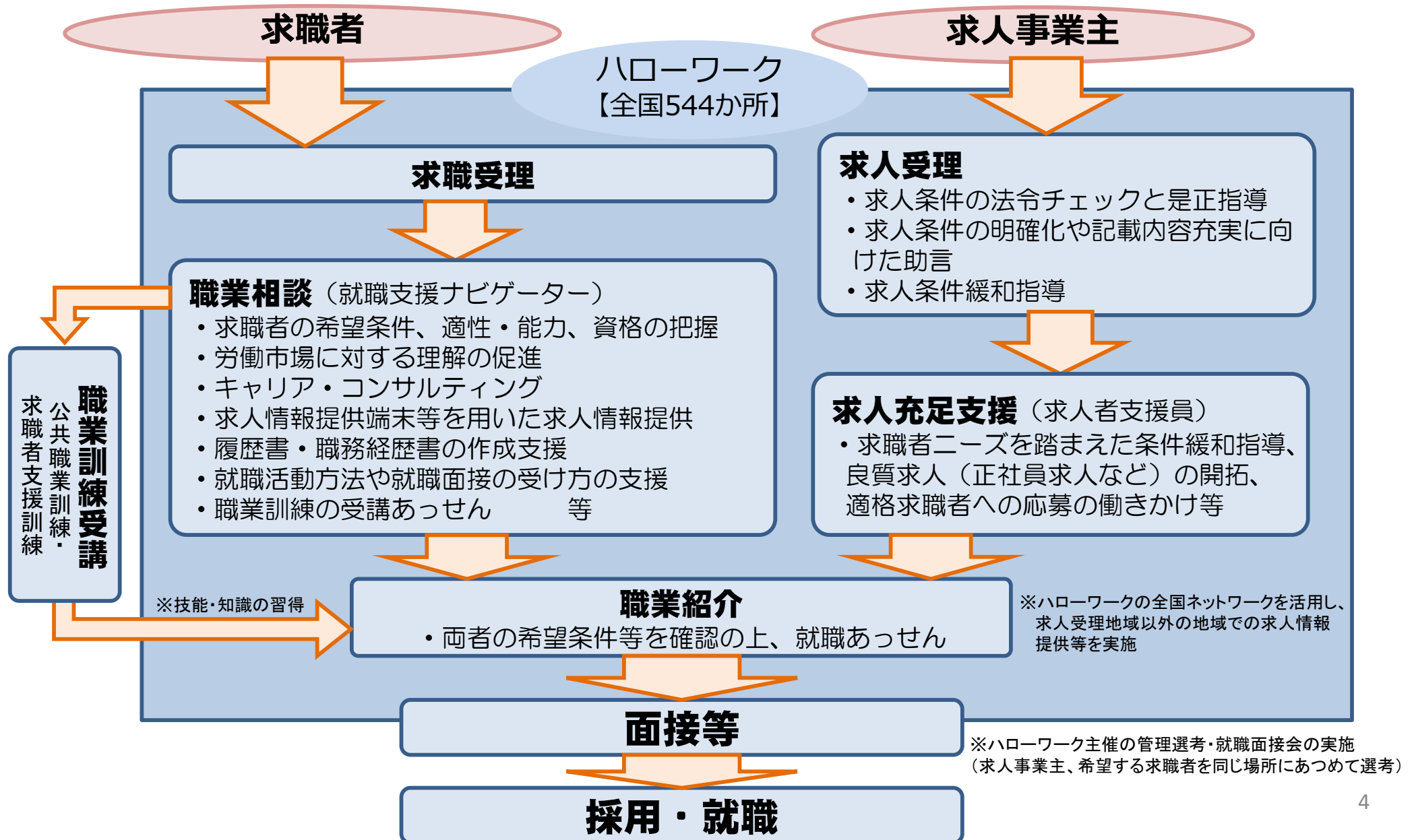
- ・指標5～8については、労働者派遣事業及び雇用仲介事業の適正な運営の確保に向け、引き続き着実に取組を進める。

【達成目標3】

- ・指標9、10および12については、良質な民間人材ビジネスの活用に向け、引き続き着実に取組を進める。
- ・指標11については、委託事業者と連携し、認定制度及び認定取得によるメリットを事業者周知し、目標達成に向けて取り組む。

ハローワークにおける職業相談・職業紹介の概要

- ハローワークにおいて、求職者の適性・能力や資格、希望、求人事業主の人材ニーズを踏まえ、きめ細かな職業相談や全国ネットワークを活用した職業紹介を実施し、就職・求人充足を実現。



ハローワークの求職者向けサービスの概要



- ハローワークでは、求職者に対し、就職活動の進め方や職業選択・職業生活設計などの相談（キャリアコンサルティング）を行う他、全国ネットワークを活用した職業紹介を実施し、求職者の仕事探しを支援しています。

就職活動の進め方の相談



履歴書をはじめとした応募書類の作り方、面接の受け方など、プロの職員による、すぐに役立つアドバイスを行っています。

(ハローワークでの相談風景)



キャリアコンサルティング



どのような仕事を選べばよいか迷っている方には、興味・関心や職業経験の振り返りなど、職業選択についてのアドバイスを行っています。

(ハローワークでの相談風景)



全国ネットワークを活用した職業紹介



求人情報は、各ハローワークとインターネットで公開しています。

ハローワークの相談窓口でも、希望条件に合った求人と一緒に探すお手伝いをしています。

また、ハローワークの窓口では、企業に対し、詳しい求人条件を確認したり、応募条件の緩和の働きかけも行っています。

(ハローワークの求人検索コーナー)



(ハローワーク内での企業情報PR情報の掲示)



就職活動に役立つセミナー



面接対策や応募書類の作成方法、適職探しのヒント、ビジネスマナー、業界研究など様々な就職支援セミナーを実施しています。

(セミナー風景)



職業訓練の受講案内



ハローワークでは、希望する仕事に就くために必要なスキルや知識を身につけたい方に、受講料無料の公的な職業訓練（ハロートレーニング）の受講の案内をしています。

また、訓練期間中、生活支援のための給付が受給できる場合があります。

(職業訓練の風景)



その他のサービス（主なもの）

その他、以下のような取組を行っています（一部は主要な所で実施）。

○就職面接会や企業説明会などを随時開催しています。

○子育て中の方のためにキッズスペースを備えたマザーズコーナーの整備を進めています。

○就職氷河期世代で正社員を希望する方、高齢の方、障害がある方、外国人などに専門的な支援を行う窓口を整備しています。

○専門家（臨床心理士、弁護士等）による巡回相談を実施しています。（業界団体と連携した事業所説明会・体験会）

(ハローワーク内のミニ就職面接会用ブース)

(ハローワーク内のキッズコーナー)



ハローワークの求人者向けサービスの概要



- ハローワークでは、求人者に対し、全国ネットワークを活用した職業紹介、求職者ニーズに基づく求人充足に向けた助言・指導や、就職面接会の開催などの求人者向けサービスを実施し、人材確保を支援しています。

全国で求人を公開

ハローワークに申し込まれた求人は、全国のハローワークや、ハローワークインターネットサービスを通じて、全国の求職者などに広く提供し、求人者のご希望に合う求職者を紹介しています。



ハローワークインターネットサービス  検索

事業所のPR情報の提供

事業所の外観、職場風景、取扱商品などの画像情報や事業所からのメッセージといったPR情報などについて、ハローワーク内に設置されたパソコンやハローワークインターネットサービスで公開します。



(ハローワークの求人検索コーナー)



(ハローワーク内での企業情報PR情報の掲示)



豊富なデータに基づく情報を提供

募集する職種について、地域にはどのくらいの求職者がいるのかなど、地域の労働市場の状況について、バランスシートなどを提供しています。また、賃金や就業時間をはじめとする求人条件についての相談も受け付けています。



各種助成金制度の案内

若年者、高齢者、障害者など、労働者の新たな雇入れ、雇用の安定、人材育成に取り組む事業主に対して、様々な助成金を用意しています。

【主な助成金】（支給決定等は労働局で実施）

○雇用調整助成金

景気の変動などの経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成

○キャリアアップ助成金

非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

○特定求職者雇用開発助成金

高齢者、障害者等の就職が特に困難な者を継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主に対して、賃金の一部に相当する額を助成

○トライアル雇用助成金

職業経験、技能、知識の不足等により安定的な就職が困難な求職者を一定期間試行雇用（原則3か月）する事業主に対して助成

その他のサービス（主なもの）

その他、以下のような取組を行っています（一部は主要な所で実施）。

○就職面接会や企業説明会などを随時開催しています。

(業界団体と連携した事業所説明会・体験会)



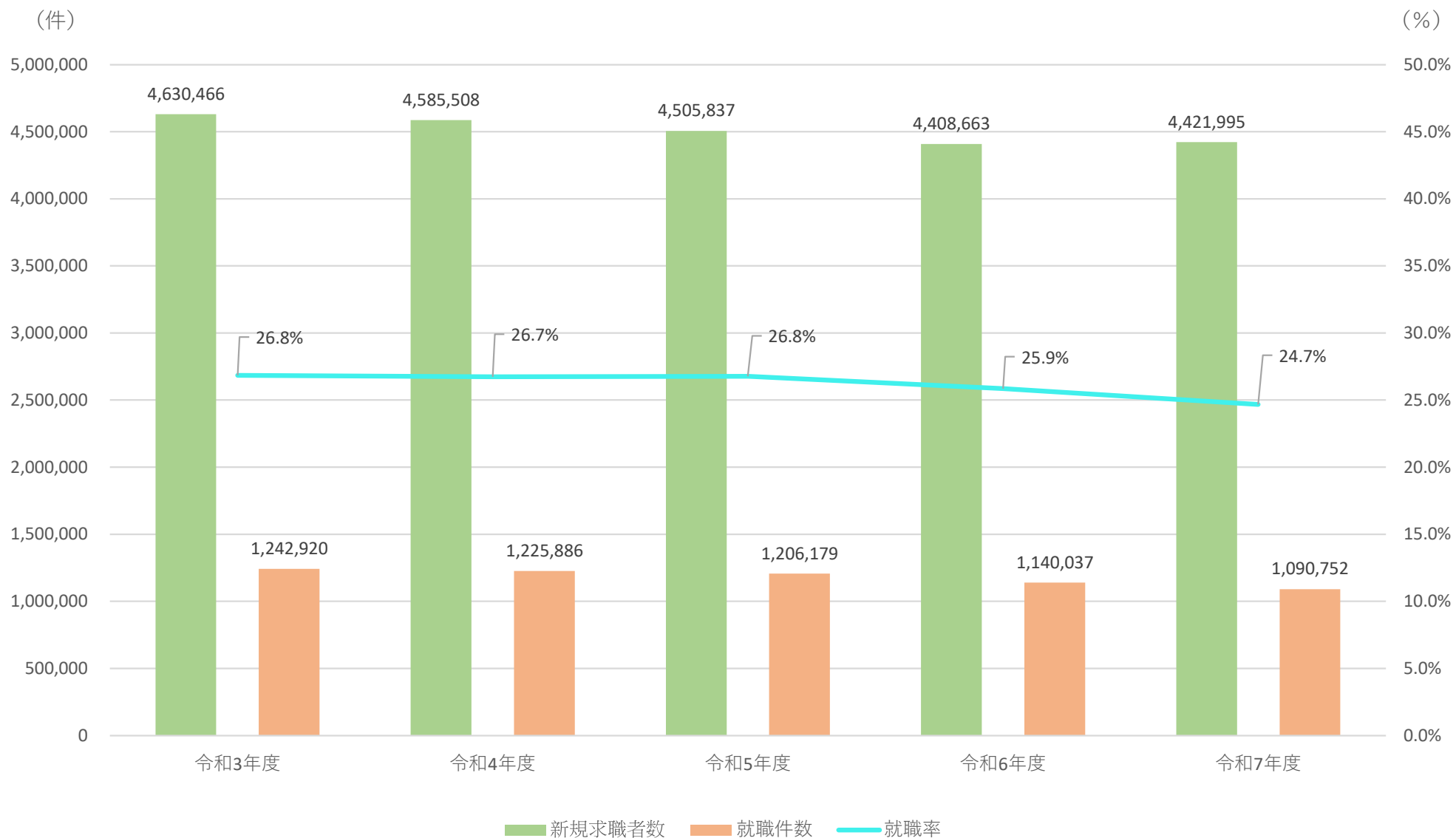
○応募が増えるような求人条件の提案や雇用管理に関する提案を行っています。

○各ハローワークで、求職者向けの求人情報冊子を作成し、配付しています。

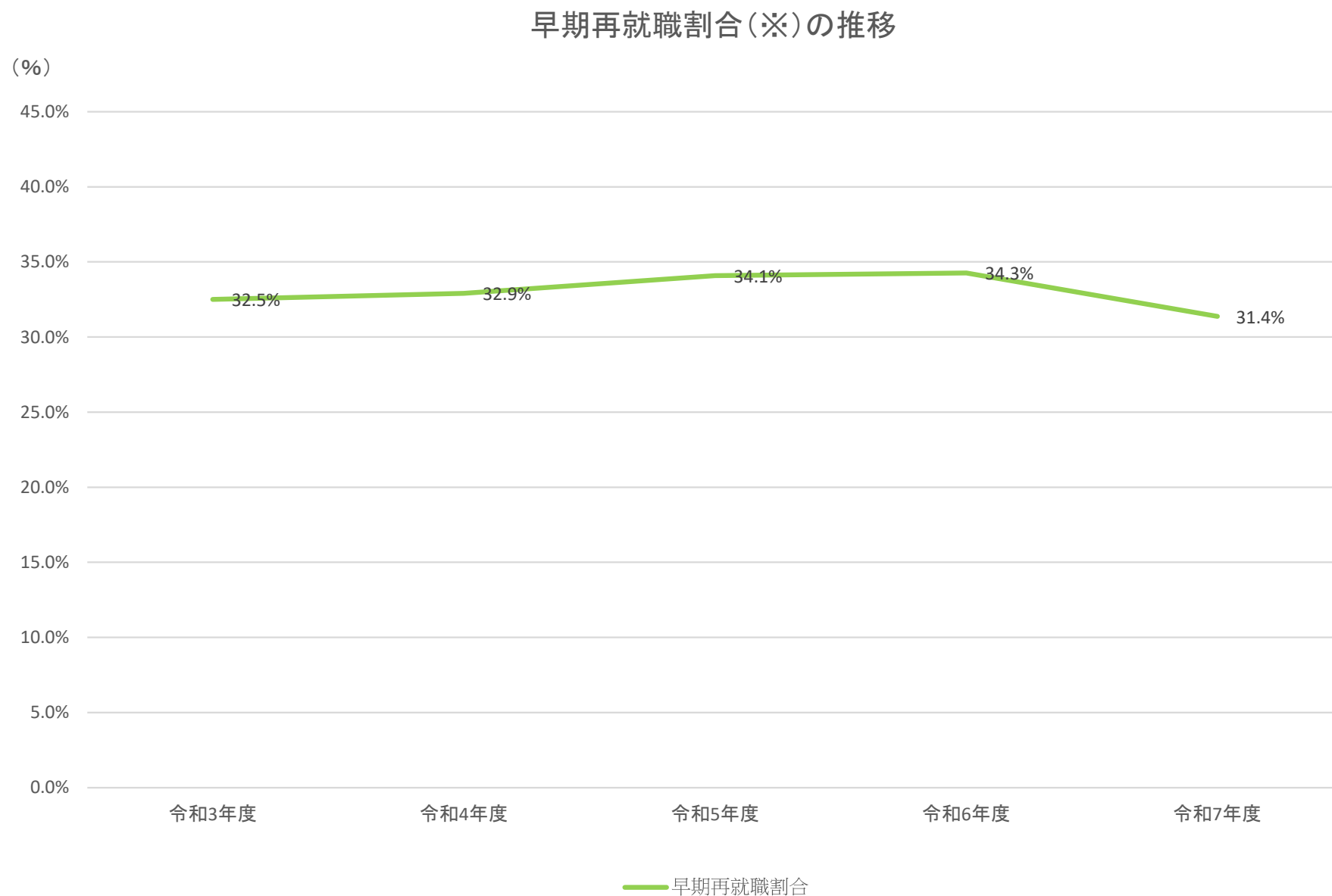


就職率の推移（過去5ヶ年）

就職率の推移（過去5ヶ年）

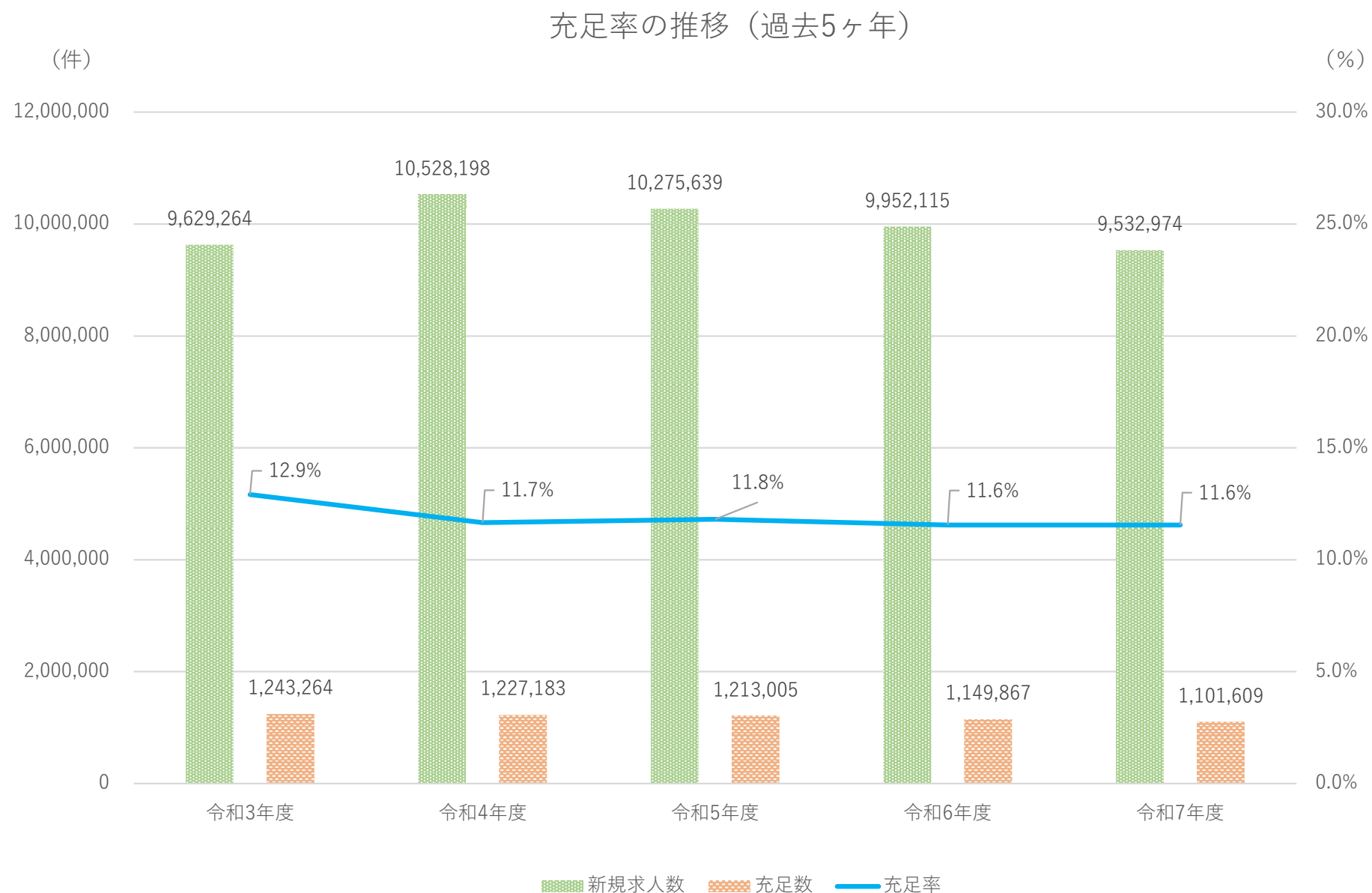


雇用保険受給者の早期再就職割合の推移（過去5ヶ年）



(※)雇用保険(基本手当)の支給残日数を所定給付日数の3分の2以上残して早期に再就職した者／受給資格決定件数

充足率の推移（過去5ヶ年）



ハローワークサービスのオンライン化について

ハローワークの就職支援サービスを、より気軽に活用いただけるよう、「ハローワークインターネットサービス」の機能強化や各種サービスのオンライン化を進めています。

ハローワークインターネットサービスの主な機能拡充

- ・ オンラインでの求職申込み、求人申込み (**R2.1~**)、求職者へ求人の個別送付機能 (**R2.1~**)
- ・ 全国のハローワーク求人の検索機能 (お気に入り保存等、**R2.1~**)、求職者情報の検索 (希望者のみ、**R2.1~**)
- ・ オンラインでのハローワークの職業紹介 (**R3.9~**)、求職者から求人者への直接応募 (希望企業のみ、**R3.9~**)
- ・ 求人者から求職者への直接リクエスト (**R4.3~**)

- ・ オンラインによる求人申込 : 85.1% (R7年度)
- ・ オンラインにより求職活動をしている者 (求職者マイページを作成した者) : 46.5% (R7年度)

＜オンラインで申込みからマッチングまで完結＞

オンライン求人登録



求人企業

HelloWork Internet Service
ハローワーク インターネットサービス

オンライン求職登録



求職者

HelloWork Internet Service
ハローワーク インターネットサービス

オンライン求人申込

ハローワークへ出向かずに
求人が提出できます

応募書類の受付、 求職者とのやりとり

面接日の調整、
採否の連絡など



求職者情報の検索、 直接リクエスト

仕事を探している方(希望し
た方のみ) の検索ができます

ハローワークがマッチングを
お手伝い

全国のハローワーク 求人情報の検索

お気に入り保存や応募履歴
の確認も可能です

オンライン職業相談 (一部施設のみ。順次拡大中) オンライン職業紹介



ハローワークへ出向かずに
職業相談・職業紹介※が受けられます
※一部の企業には直接応募も可能

オンラインセミナー オンライン面接会・企業説明会

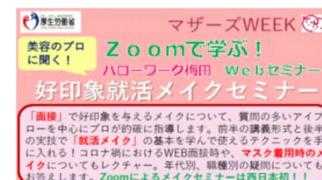


ハローワーク梅田の例

従来のセミナーを全てオンラインセミナーとして
実施。



(オンライン相談の様子)



(オンライン就活メイクレッスン(令和3年5月実施))

令和8年度当初予算額 56億円 (50億円) ※()内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 52百万円

労働特会			子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

1 事業の目的

医療、介護、保育、建設、警備、運輸等（※）への支援を強化するため、ハローワークに人材確保支援の専門窓口となる「人材確保対策コーナー」を設置。（※求人倍率の高い人材不足分野）

地方自治体や業界団体等と連携して、当該分野のしごとの魅力を発信し求職者の拡大を図るとともに、求人充足と職場定着のための雇用管理改善等の事業所支援を強化して、両者を結び付けるマッチング機会を拡充することにより、人材確保と雇用管理改善を促進する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

「人材確保対策コーナー」における就職支援の拡充

人材確保支援の総合専門窓口となる「人材確保対策コーナー」を拡充するほか、職場定着のための雇用管理改善等の支援を一貫して行う体制を整備する。

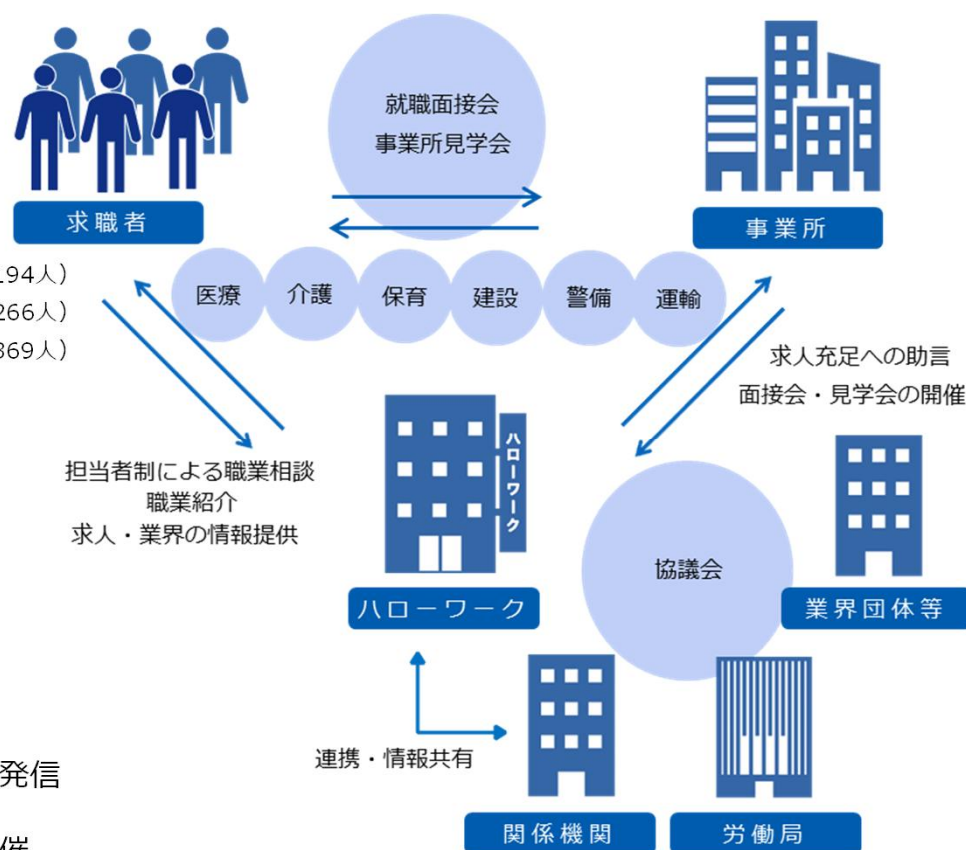
設置箇所 **124か所**（医療・福祉分野専門コーナーを含む）
※令和7年度補正予算で増設（119か所→124か所）

実施体制	職業相談員	194人	※令和7年度補正予算で増員（189人→194人）
	就職支援ナビゲーター	266人	※令和7年度補正予算で増員（259人→266人）
	就職支援コーディネーター	369人	※令和7年度補正予算で増員（347人→369人）
	就職支援コーディネーター	47人	（労働局配置）
	雇用管理改善等コンサルタント（委嘱）		

支援内容

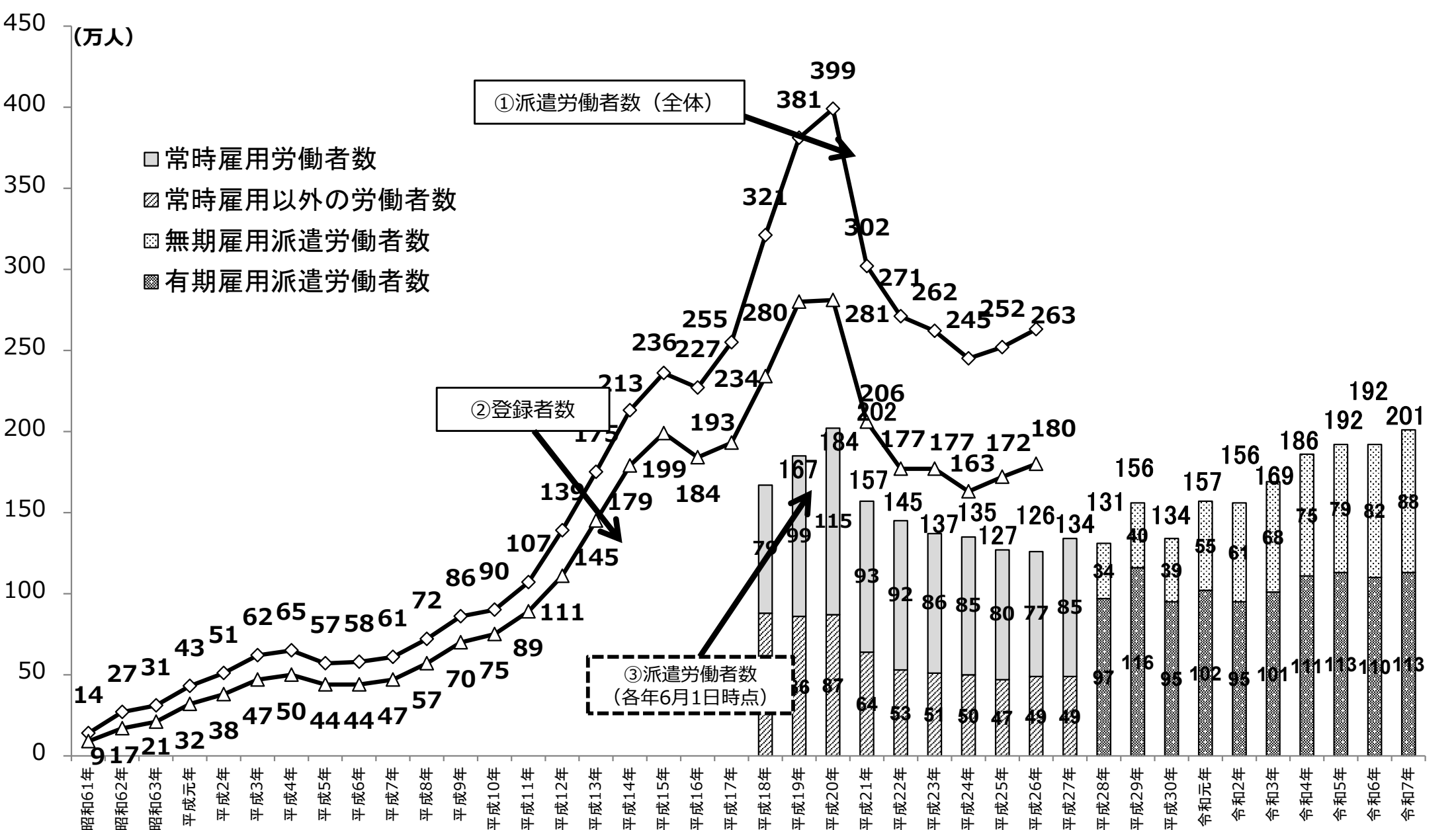
- 求人者に対する支援
 - 求人者への求人充足に向けた助言・指導
 - 事業所訪問を通じた求人充足支援の強化
 - 事業所見学会、就職面接会等の開催
 - 職場定着のための雇用管理改善等の支援
 - 雇用管理改善等コンサルタントの活用
- 求職者に対する支援
 - 担当者制による、きめ細かな職業相談・職業紹介
 - 求人情報の提供、最新の業界動向、仕事の内容や魅力等の情報発信
- 関係機関、業界団体との連携による支援
 - 関係機関、業界団体との連携によるセミナー、就職面接会の開催
 - ナースセンター、福祉人材センター、保育士・保育所支援センターとの連携による巡回相談やイベントの実施
- 協議会における地域の関係機関と連携した枠組み作り

その他、医療・福祉分野の求職者のハローワーク利用促進を目的とした検索広告を実施する。



事業実績 令和7年度就職件数：92,070件
(ハローワーク全体：295,753件)

○ 派遣労働者数の推移



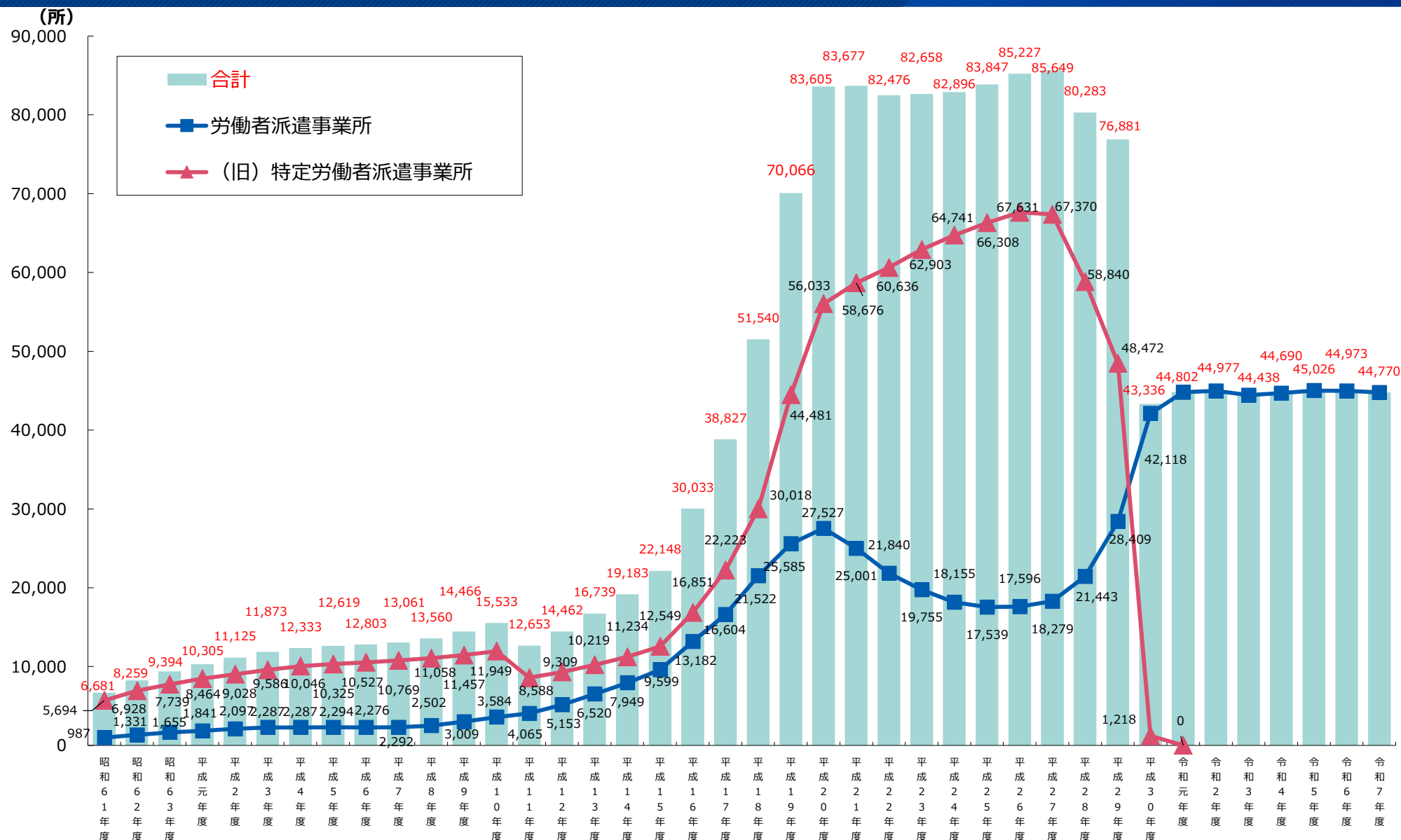
注1) ①派遣労働者数（全体）は、一般労働者派遣事業の「常時雇用労働者」「登録者」および特定労働者派遣事業の「常時雇用労働者」の合計。

注2) ②登録者数は、派遣元事業主に登録し、過去1年以内に派遣されたことがある人の合計。

注3) ①派遣労働者数（全体）および②登録者数は各事業年度における1日当たりの平均人数により算出。

注4) ①派遣労働者数（全体）および②登録者数は平成27年度以降改正法施行に伴う集計方法の変更にに対応した数値が存在しない。

派遣元事業所数の推移

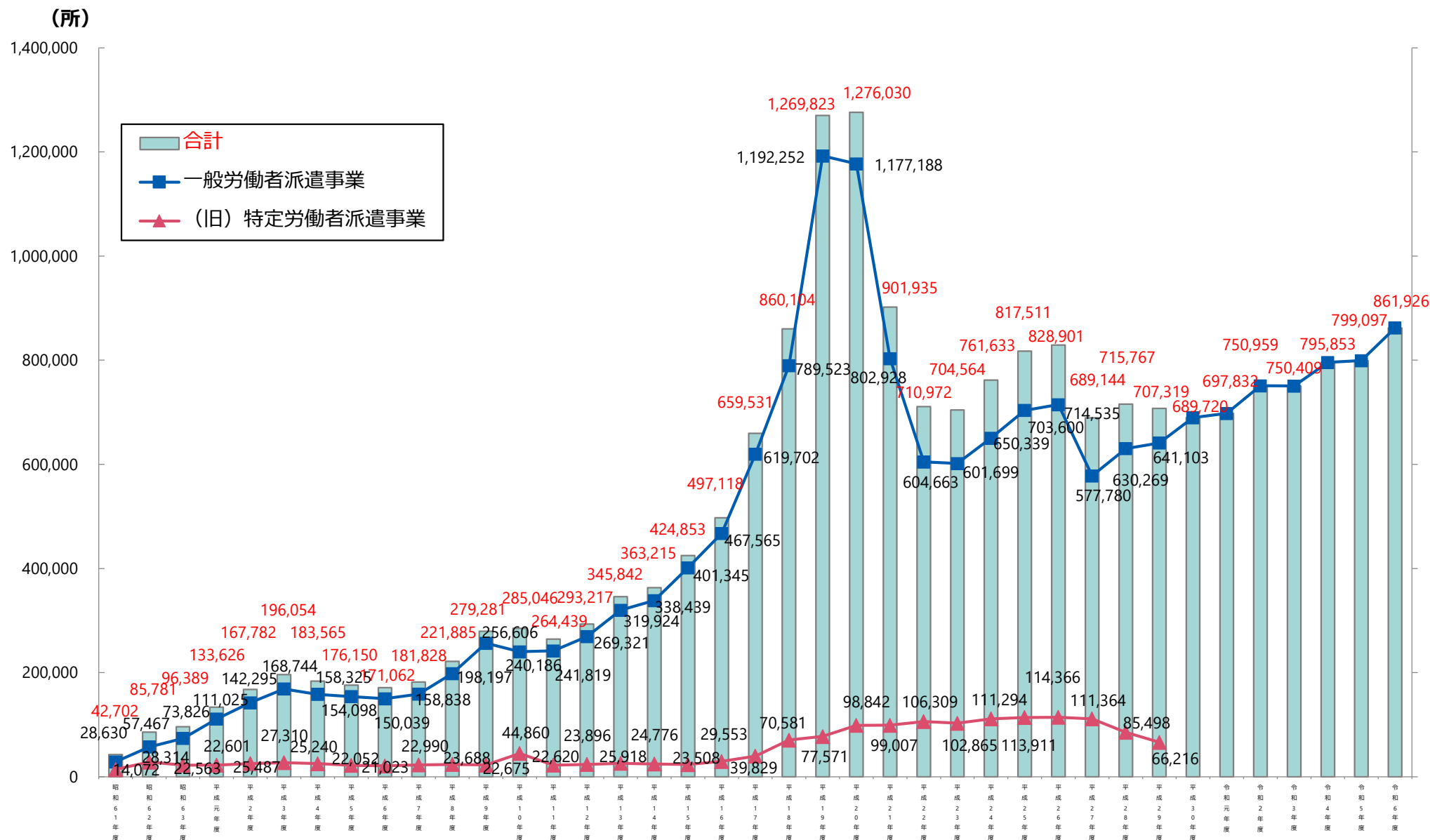


※ 資料出所 厚生労働省職業安定局需給調整事業課調べ

※ 平成10年度までは年度末の新規許可・届出受理事業所の累計（延べ数）平成11年度からは廃止及び不更新事業所を除いた実数

※ 平成27年労働者派遣法改正法により、全ての労働者派遣事業が許可制に一本化されたため（経過措置により、改正前から届出により特定労働者派遣事業を営む者は、平成30年9月29日まで引き続き当該事業を行うことが可能。また、同日までに許可申請を行った者については、許可又は不許可の処分がある日まで当該事業を行うことが可能）。

派遣先事業所数の推移



資料出所：厚生労働省 「労働者派遣事業報告（年度報告）」

※（旧）特定労働者派遣事業に係る経過措置期間が平成30年9月29日で終了したため、平成30年度以降は一般労働者派遣事業のみの集計

募集情報等提供事業者の概要

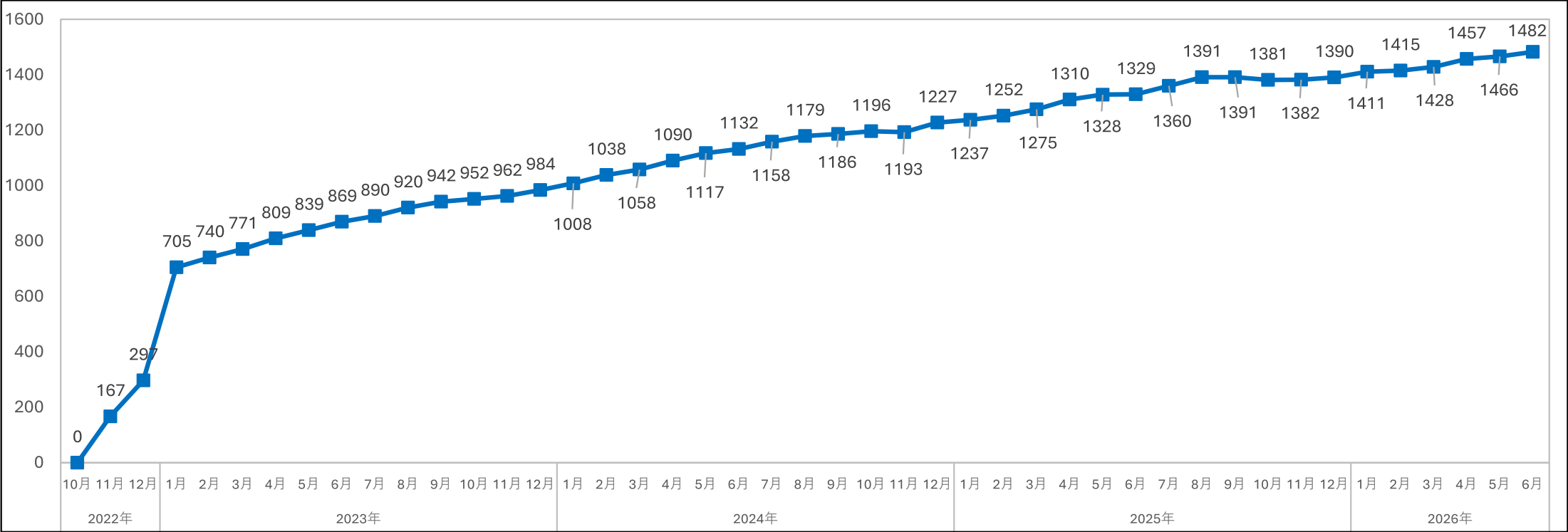
募集情報等提供事業者とは

「募集情報等提供事業者」とは、以下の事業を行う者を言う。また、「特定募集情報等提供事業者」とは、労働者になろうとする者に関する情報を収集して行う募集情報等提供事業者を言う。

<募集情報等提供事業者の類型>

- 第1号事業：求人企業等から依頼を受けて、「求人情報」を求職者等に提供する事業（例：求人サイト、求人誌）
- 第2号事業：求人企業等から依頼を受けず、「求人情報」を求職者等に提供する事業（例：他の求人サイトの求人情報を集約・転載（クローリング）等する求人サイト）
- 第3号事業：求職者等から依頼を受けて、「求職者情報」を求人企業等に提供する事業（例：求職者が登録した情報を求人企業等が閲覧し、求職者にオファーができるサービス）
- 第4号事業：求職者等から依頼を受けず、「求職者情報」を求人企業等に提供する事業（例：求職者がネット上に載せた自己の実績を集約・掲載し、求人企業等が求職者にオファーができるサービス）

特定募集情報等提供事業者数の推移（各月1日時点の数）



優良な募集情報等提供事業者の育成及び促進

(募集情報等提供事業の適正化推進事業費)

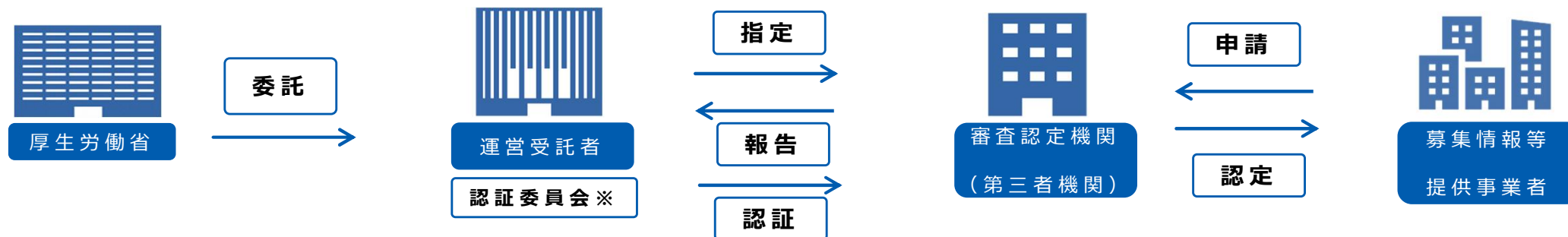
1 事業の目的

- ・ 人手不足やその中で進行する求人・求職のミスマッチ、インターネットの普及による利用者の飛躍的増大といった状況の中で、雇用仲介サービスが労働力需給調整に果たす役割は大きく、求職者・求人者が安心してサービスを利用できる環境整備が必要。
- ・ このため、令和4年職業安定法の改正により募集情報等提供事業者には義務づけられた募集情報等の的確表示等をはじめとした一定の基準を設け、これを満たした事業者を優良募集情報等提供事業者として認定するとともに、その周知広報を行う。
- ・ 制度の普及により求職者・求人者が安心して利用できる優良な事業者の判別が可能になり、事業者にとってもコンプライアンス意識の向上のきっかけとなる等、本事業により業界全体の質の向上・活性化や求職者の雇用の安定が期待できる。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

一定の基準を満たした募集情報等提供事業者の優良認定

認証委員会において、①法令遵守、②業務の適正運営等、複数の認定基準を設定。その上で、審査認定機関（受託者が指定）が認定審査を行い、審査結果を認証委員会へ報告。委員会の認証を経て認定。



※認証委員会（受託者の他、学識有識者、弁護士、使用者代表及び労働者代表の委員で構成）

募集情報等提供事業者等に対する相談事業等の実施

募集情報等提供事業者や求人者、求職者に対し、認定制度や認定事業者等の周知。また、募集情報等提供事業者からの認定制度や法令遵守等に関する相談事業や、前年度までに認定された事業者に対してフォローアップセミナーを実施するとともに、求人者や求職者からの認定事業者等に関する苦情受付、対応を実施。

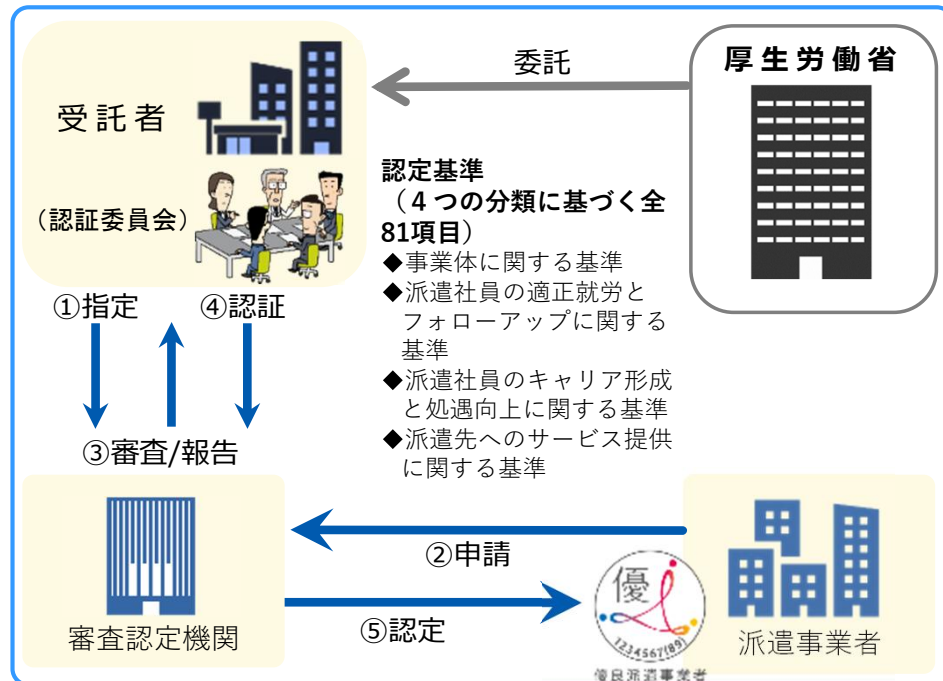
優良派遣事業者推奨事業

労働者派遣事業において、一定の基準を満たす派遣事業者を優良派遣事業者として認定することにより、優良な事業者を育成し、業界全体の質的向上及び労働者と受入企業の適切なマッチングを促進する。

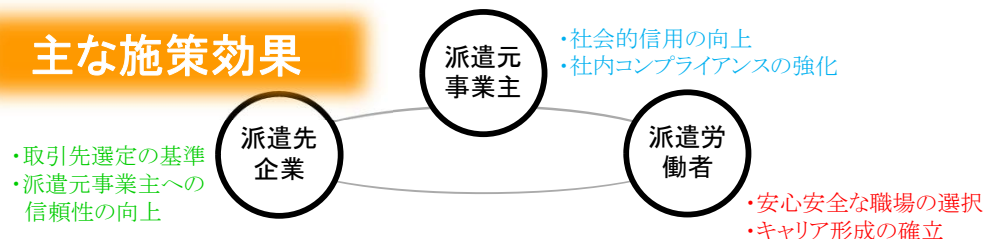
優良派遣事業者 128社【令和8年4月1日時点】

優良派遣事業者認定制度の運営

- 一定の基準を満たす派遣事業者を優良派遣事業者として認定



主な施策効果



＜事業内容＞

1. 事務局の設置・運営

- ・ 管理責任者の配置、
- ・ 制度に関する相談等の対応
- ・ 運営要領に基づく適切な運営、改訂等

【認定制度の着実な運営のための取組】

2. 有識者等(認証委員)による委員会の設置・運営

- ・ 本事業の遂行に関する具体的な内容や実施方法等の検討等
- ・ 学識経験者(座長選任)、弁護士、労使各代表による委員構成
- ・ オンラインにより開催

3. 認定基準の検討等

- ・ 認定制度における認定基準、その他申請手続きに関するチェックリストや審査マニュアル等についての見直しに係る検討、必要に応じた改定に係る調整

4. 審査認定機関の指定等

- ・ 審査認定機関の公募、委員会による指定に係る事務
- ・ 審査員に対する研修

5. 審査・認定に対する認証等

- ・ 申請募集、認証までの調整
- ・ 委員会による認証等の事務

【認定制度のさらなる推進に向けた取組】

6. 認定制度の周知・普及促進等

- ・ 専用ホームページの運営
- ・ 周知リーフレットの作成、配布等

7. 優良派遣事業者のフォローアップ

- ・ 認定後の適合状況に関するセミナーの実施

8. 説明会の開催

- ・ 認定制度の利用促進、申請等における留意事項、相談対応、アンケート等
- ・ 集合形式及びWEB会議ツール等による効果的な実施

9. 派遣先企業に対する実態調査

- ・ 認定制度の認知度、サービス内容に関するニーズ等の把握

10. 新規申請者の申請準備サポート

- ・ ニーズに応じた申請準備セミナーの実施

職業紹介優良事業者認定事業及び医療・介護・保育分野適正紹介事業者認定事業

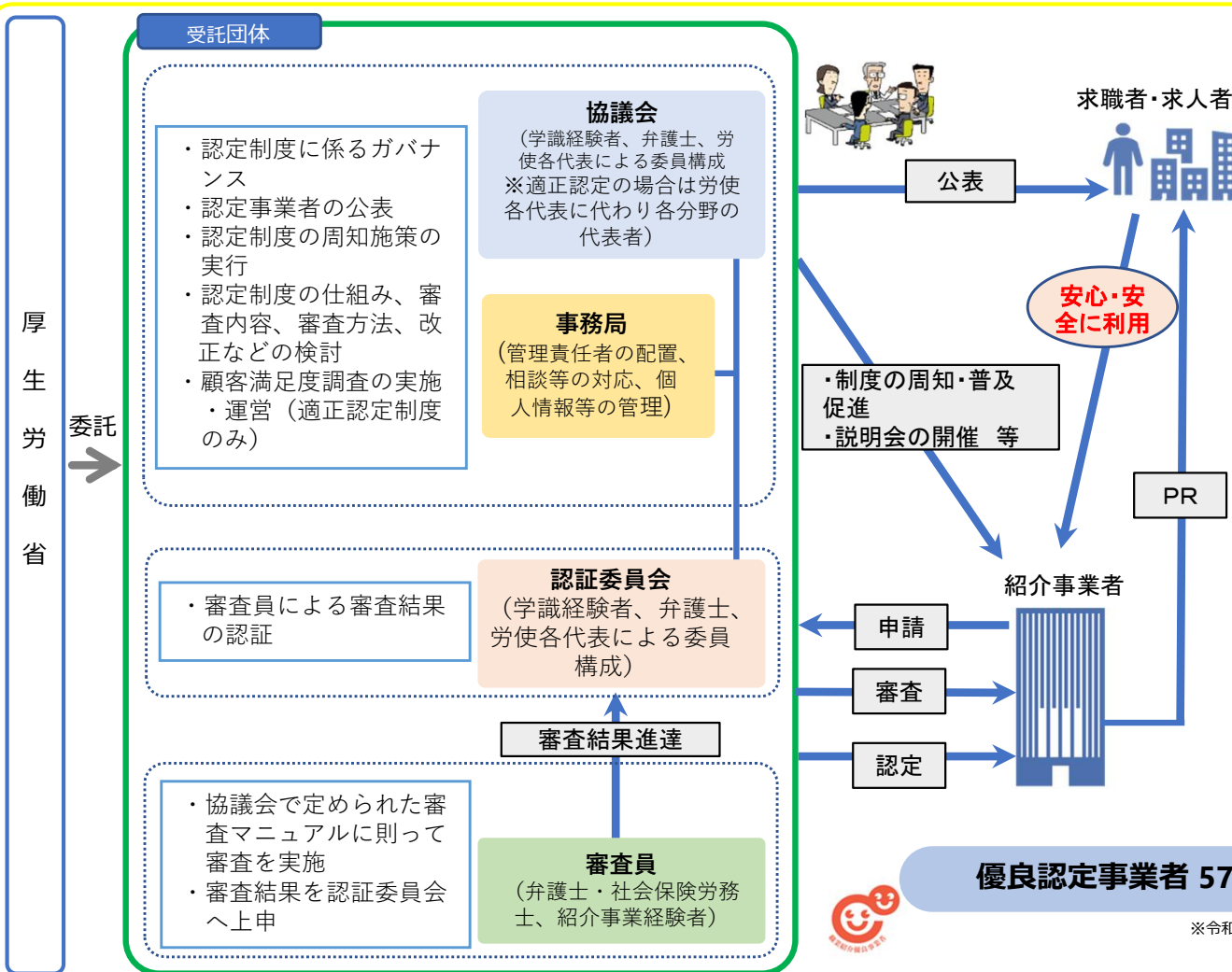
【職業紹介優良事業者認定事業（優良認定制度）の目的】

- 法令遵守及び採用・定着/マッチングについて一定の基準を満たした事業者を認定することにより、求職者が安心・安全な事業者を選択し、求人者が取引先選定の基準とすることによって、職業紹介事業の健全な競争と求人者と求職者の適切なマッチングを促進する

【医療・介護・保育分野適正紹介事業者認定事業（適正認定制度）の目的】

- 医療・介護・保育分野における求職者が安全・安心な事業者を選定し、求人者が、事業者の利用に際して、あらかじめサービスの内容や品質、その費用等についての概要を知ることができ、その上で適正な事業者を選択できるようにすることを通じて、医療・介護・保育分野における人材確保及びマッチングの質向上に貢献する

<優良・適正認定制度の仕組み>



<申請要件・認定基準の例>

<申請要件 (例)>

- ・直近2年間に於いて職業紹介事業としての就職実績 (※) があること
 - ※優良認定制度の場合：就職実績毎期10件以上
 - ※適正認定制度の場合：職種の就職実績毎期5件以上
 - ※更新の場合は、直近認定期間3年のうち2年間以上について要件を満たしていること。

<認定基準 (例)>

- ・手数料に関する事項や職種別に手数料実績を公表していること【必須】
- ・早期離職時（就職後6ヶ月以内）の返戻金制度を設けていること、及びその具体的な内容を明示していること【必須】（適正認定）
- ・求職申込みの勧奨にあたり、求職者に金銭等（いわゆる「お祝い金」等）の提供をしていないこと【必須】
- ・返戻金制度を設けていること、及びその具体的な内容を明示していること【必須】（優良認定）
- ・求人者に可能な限りの就業実態等の情報開示を求め、その内容を求職者に適正に伝えていること【基本】
 - ※認定基準には必須基準・基本基準があり、必須基準は全ての基準を、基本基準については最低満たすべき基準数を満たしていること

優良認定事業者 57社※

※令和8年4月1日時点

適正認定事業者 63社※

(医療分野43社、介護分野30社、保育分野20社)

※令和8年4月1日時点

請負事業適正化・雇用管理改善推進事業

令和8年度当初予算額 21百万円（18百万円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

請負事業主、発注者の取組や抱えている課題及び請負事業の適正化・雇用管理改善を図るための助言等の相談支援や、適正に製造請負事業を行うために必要な知識の付与、働き方改革を踏まえた待遇改善や請負労働者のキャリアアップに係る事例紹介等の周知や事業者の取組を好事例としてまとめたリーフレットの配付を行うとともに、相談支援や実態把握を通して事例の収集や課題の把握・分析を行い、適切な支援の実施を通じて業界の健全化を図る。



2 事業の概要・スキーム

① 製造請負事業改善推進協議会の設置

請負事業適正化・雇用管理改善推進事業の円滑かつ効果的な推進を図るための運営機関として、「製造請負事業改善推進協議会」を設置する。

② 製造請負事業者等を対象とした相談支援等の実施

製造請負事業者等（※）を対象とした電話・訪問による相談支援の実施により、適正に製造請負事業を行うために必要な知識を付与する。

相談支援や実態把握により、請負事業者等が抱える課題について把握・分析することで、業界の健全化を図る。

※ 製造請負事業者、請負労働者及び発注者等

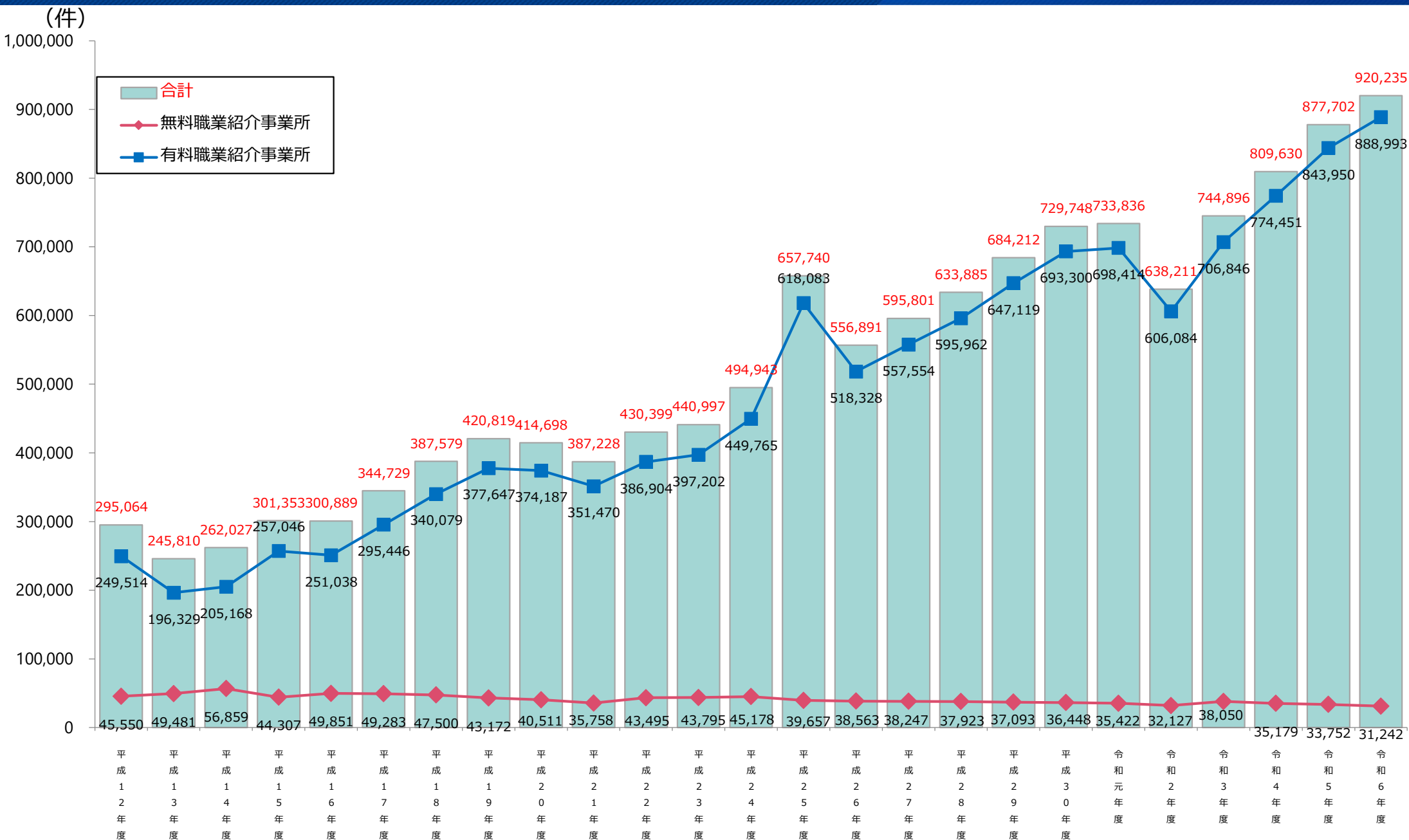
③ 製造請負優良適正化事業認定制度の運営

優良認定事業者にかかる取組事例の紹介等を行う好事例集を作成し、製造請負事業者に対して幅広く情報提供を行うことで、効果的に請負事業の適性化等を推進する。

3 実施主体等

実施主体：民間団体等

就職件数（常用就職）の推移



民営職業紹介事業所数の推移

